

起訴状における被害者氏名の不記載の可否

岡山大学大学院法務研究科教授・弁護士

吉 沢 徹

- 1 はじめに
- 2 起訴状に被害者氏名を記載しないことの必要性
- 3 法第256条第3項の趣旨及び「できる限り」の規範的意義の有無との関係
- 4 起訴状における被害者氏名不記載の可否の具体的検討
- 5 起訴状において被害者氏名を記載しないことが妥当といえる場合
- 6 被害者氏名に代わる被害者の表示方法について
- 7 起訴状における被害者氏名不記載を実効化するための手段
- 8 おわりに

1 はじめに

- (1) 平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項において「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、…起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、…等について検討を行うものとする。」と定められ、通常、被害者ある犯罪で起訴状に記載されていた被害者の氏名につき、起訴状等でこれを秘匿する措置について検討がなされることになった。

これにつき、平成29年3月、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び警察庁が参加する「刑事手続に関する協議会」が設けられ、その幹事会で、起訴状等における被害者氏名秘匿に係る措置の立法化の検討がなされている。

- (2) そのような中、面識のない女性に強制性交等未遂を行ったとして福岡地裁において審理されていた同被告事件において、被害者特定事項秘匿決定（刑事訴訟法（以下「法」という。）第290条の2）が出されていたにもかかわらず、起訴状で被害者氏名を知った被告人が公判中ことさら被害者氏名を繰り返し口にするという事態が発生した¹。

そこで、立法化の可否の結論が出される前に、改めて現行法上において、起訴状に被害者の氏名を記載しないことが可能か否かを検討することにも意義があると思われるので、この問題を検討することとする。

¹ 平成30年6月8日西日本新聞朝刊。

2 起訴状に被害者氏名を記載しないことの必要性

殺人、傷害、強制性交等、窃盗など、被害者が存在する犯罪捜査において、捜査機関は、被害者の正確な氏名を捜査し、検察官は起訴状には被害者の戸籍上の表記通りの実名を記載するのが一般である。例えば強制わいせつ事案の公訴事実記載例としては、「被告人は、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、東京都〇〇区〇〇一丁目2番3号先路上において、同所を歩行中の甲野花子（当時25歳）を認めるや、強いて同人にわいせつな行為をしようと企て、同人の背後から抱きつく暴行を加え、そのスカート内に右手を差し入れて下着の上から同人の陰部を指で触ってもてあそび、もって強いてわいせつな行為をしたものである。」というものが考えられる。

このように被害者の実名が起訴状に記載されると、公判において、検察官による起訴状朗読（法第291条第1項）の際、被害者の氏名（実名）が読み上げられ、被害者氏名を被告人のみならず傍聴人が知ることになる。とりわけ性犯罪においてはそのような被害に遭ったこと自体公にされたくないと思う被害者は多い。にもかかわらず公開法廷で氏名等が公にされるとこのような被害者のプライバシーが著しく害されることになる。この点、被害者特定事項秘匿決定（法第290条の2）がなされると、被害者氏名が公開法廷で明らかにされないことになり、傍聴人に対しては被害者氏名が知られることを阻止することができる。しかし、被告人との関係では、起訴後、裁判所から被告人に起訴状謄本が送達される（法第271条第1項）ので、起訴状抄本の送達が認められていない現行法上においては、起訴状に被害者氏名を記載した以上、被告人に対しては被害者氏名を秘匿することができなくなる。被告人という特定少数人に対してであっても自己の氏名を被告人に知られたくないと思う被害者は多い。その理由は、被告人からの逆恨みによる再被害を受けるのではないかとの懸念にある。筆者が過去に検察官として接した事案において、被害者が被告人から逆恨みをされて再被害に遭ったケースはごくわずかではあるが、皆無ではなく、現にそのような事案は存在する。故に、このような被害者の懸念はもっともなことであるといえる。

被告人と被害者がもともと事件前から一定の人的関係にあり、被告人が被害者氏名を知るに至っていた場合は、起訴状上被害者氏名を秘匿したところでその氏名が被告人の記憶に残っていれば被害者氏名が被告人に知れるのを阻止する必要性は低いといえよう。他方で、起訴時点より前に被告人が被害者氏名を知るに至っていない場合には、被告人は起訴状送達によって被害者氏名を新たに知ることになるので、被害者が自己の氏名を被告人に知られたくないと考えるなら、被害を申告すること自体を断念せざるをえなくなるであろう。起訴時点より前に被告人が被害者氏名を知るに至っていた場合であっても、被告人と被害者が接触した機会がそれほどない場合には、被告人の記憶に被害者氏名が定着していない場合も考えられる。そのような場合は、起訴状に被害者氏名が記載されていなければ、いずれ時の経過により被告人の記憶から被害者氏名が消えることを期待できるといえる。しかし、他方で起訴状に被害者氏名が記載されていれば、起訴状謄本が送達されることにより、被告人の手元に被害者氏名が記載された起訴状謄本が残ることにな

り、被告人の記憶から被害者氏名が消えないことになる。そう考えると、起訴状上に被害者氏名を記載しないことで、被告人との関係で被害者のプライバシー保護を図る必要性が高い事案は存在する。

3 法第256条第3項の趣旨及び「できる限り」の規範的意義の有無との関係

(1) 法第256条第3項の趣旨との関係

ア 公訴提起は一方当事者である検察官の専権である（法第247条）。そして、いかなる訴因を設定するかも検察官の専権である。その訴因設定の際、起訴状の公訴事実欄に具体的にどのような内容を記載し訴因を設定するかも本来訴因設定権限を有する検察官の裁量であると思われる。

ただ、法は第256条において、起訴状記載のルールを定め、その中の一つとして同条第3項は、起訴状公訴事実欄の訴因の記載につき「公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」とし、訴因が特定されていることを要請している。このルールに違反した場合は、裁判所は、不適法な公訴提起として公訴棄却判決を言い渡すこととなる（法第338条4号）。

イ では、この法第256条第3項が定めるルールの中に、被害者氏名を記載することが含まれるか。同条項後段には「できる限り日時、場所及び方法を以て」と規定され、ここには「被害者氏名」は掲げられていないので、形式的には法は被害者氏名の記載を要求していない。しかし、そのことによって被害者氏名を記載する必要がない、という結論が直ちに導かれるわけではなく、同条項の趣旨との関係で検討が必要である。そこで、まず、同条項の趣旨を検討する。

同条項が訴因の特定を要求している趣旨は、一般に、①裁判所が審理すべき対象を画定することと、②被告人に対して防禦の範囲を示すことにあると解されている（最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号1633頁、いわゆる「白山丸事件」²）。①を重視するのがいわゆる識別説であり、②を重視するのがいわゆる防禦権説である。この点、実務では、識別説による運用が定着していると言われている。防禦権説は、公訴提起段階で被告人がいかなる防禦を行うかを想定することは困難であり、どの程度まで具体的に事実を記載し訴因を特定すればよいのか、その判断基準が極めて曖昧であり²、賛同し難い。

なお、この識別説の内容をさらに詳しく検討し、①訴因の記載として、まず、不可罰的な行為及び他の訴因と識別できるように、刑罰権発生の要件事実を漏れなく特定の構成要件に

² 芦澤政治「別冊ジュリスト 刑事訴訟法判例百選（第10版）」100頁（2017年）。

当てはめた形（罪となるべき事実）で明示することを要し、②その明示に当たっては、他の社会的事実と識別できる程度に具体化するため日時、場所、方法を特定することを要し、かつ、これらが尽くされていれば訴因の明示・特定は満たされている、とする見解もある³。この見解を前提にすると、法第256条第3項は、まず、この①②の要請を満たす記載をしなければならないことをルール付けているといえる。

(2) 法第256条第3項後段「できる限り」の意義について

ア 識別説との関係

では、同条項の「できる限り」の文言の意義をどのように考えるべきであろうか。同文言を他事件との識別することで審判対象を画定しようとした趣旨との兼ね合いで解釈するならば、「できる限り他事件と識別することを目指して訴因を特定するための情報を記載しておけば仮に他事件との識別が完全ではなかったとしても同条項に反しない。」と考えることもできそうである。しかし、審判対象を画定しておかなければ、そもそも裁判所としては公判においていかなる事実について審理を行えばよいのかわからないのであるから、審判対象が画定されることは公判審理が行われる上での最低限の要請といえる。したがって、「できる限り」という文言は、他事件との識別という点につき妥協を許すものではないであろう。前述の白山丸事件の最高裁判決においても、訴因の明示は「裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことを目的とするものと解されるところ」、特殊事情のある場合には「前記法の目的を害さないかぎりの」幅のある表示をしてもただちに違法とはいえない旨判示しており、幅のある訴因が許される条件として審判対象の画定等がなされていることを前提としている。そして、同白山丸事件の事案は、いわゆる密出国事案であり、その公訴事実が「被告人は、昭和27年4月頃より同33年6月下旬までの間に、有効な旅券に出国の証印を受けないで、本邦より本邦外の地域たる中国に出国した」というもので、犯行日である出国日は幅がある記載であり、出国場所、出国方法は具体的表示がなされていなかったものであるが、本件は、被告人は日本に帰国する際に同密出国事案が発覚し検挙されたものであり、その入国に対応するところの1回の密出国事案が存在したということができるのであるから、他事件との識別ができているといえる。また、いわゆる吉田町事件の最高裁決定（最決昭和56年4月25日刑集35巻3号116頁）は、覚せい剤自己使用罪でその公訴事実が「被告人は、法定の除外事由がないのに、昭和54年9月26日ころから同年10月3日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を自己の身体に注射又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用したものである。」という事案において、「公訴事実の記載は、日時、場所の表示に

³ 井上正仁他『裁判例コンメンタール刑事訴訟法 [第2巻]』（立花書房、2017年）365頁 [濱田毅執筆]、383頁。

ある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くところがあるとしても、検察官において起訴当時の証拠に基づきできる限り特定したものである以上、覚せい剤使用罪の訴因の特定に欠けるところはない」と判示している。このような覚せい剤自己使用の事案の訴因について、日時、場所等に幅がある記載がなされていたとしても、検察官の釈明などにより被告人の最終使用行為を起訴した趣旨であると捉えることができるならば、最終使用行為は1回限りしか存在しない以上、他事件との識別ができているといえる。このようなことからすると、やはりこれらの最高裁判例も、他事件との識別という点についてはそれがなされていることを求めているといえるであろう。

そうすると、「できる限り」の文言は、最低限度の他事件との識別ができていることを前提に、証拠上さらに特定することを要請していると解される⁴。

イ 「できる限り」の文言の独自の規範的意義について

そうだとすると、「できる限り」の文言に独自の規範的意義が認められるか否かは別途検討が必要である。この点につき、「裁判所の認定や被告人の防御における便宜による訴訟の迅速化等を考慮すれば、検察官の持つ訴因記載の裁量の一定の枠を設けるべきであり、256条3項の『できる限り…しなければならぬ』[傍点原文ママ]との文理に従い、同文言に独自の規範的意義を認める」との見解がある⁵。このように規範的意義を認めることになると、これに違反した公訴事実の記載は、公訴棄却判決（法第338条第4号）が言い渡されるべきことになろう。

では、仮に「検察官の持つ訴因記載の裁量に一定の枠」があると考えた場合、どこまで詳細に事実を記載すれば、その「枠」の範囲内に入ったといえるのであろうか。

「日時」の記載でいうと、「平成〇年〇月〇日」というように年月日のみ記載する場合や、「平成〇年〇月〇日午後1時15分頃から午後1時30分頃までの間」などと実行行為の始期及び終期を時分まで詳細に記載する場合も考えられる。

「場所」の記載については、屋内での犯行の場合、「甲市乙区丙町一丁目2番3号所在の被告人方において」というように所在地と建物管理権者等のみを記載する場合や、「…被告人方1階居間において」というように、建物内のさらに具体的場所を記載する場合も考えられる。

「方法」についても、具体的な実行行為の態様をすべて記載する場合や、「顔面を殴打するなどの暴行を加え」というように代表的な実行行為の態様を例示的に記載するにとどめる場合もある。

この点、「できる限り」の意義について、検察官が収集した証拠上判明した事実はすべて記

⁴ 濱田・前掲注3、407頁。

⁵ 濱田・前掲注3、408頁。

載することを要求しそれに規範的意義があるとするならば、上記に記載した例で、一部でも省略した記載をすると、公訴棄却判決を招く、ということになる。しかし、詳細過ぎる事実記載はむしろ法第256条第6項との関係で問題を招くものであり妥当でないことは明らかである。実務上も少なくとも、判明した事実はすべて公訴事実に記載するという運用はなされていない。

そうすると、仮に「できる限り」の文言に独自の規範的意義を認めるとしても、「最低限度の他事件との識別ができていることを超え、かつ、証拠上判明したすべての事実に満たない程度」の間で事実を記載特定することになるが、「できる限り」の要件を充たしていない場合には、公訴棄却判決という検察官に多大な不利益な結果が生じるのであるから、「できる限り」の要件を充たしているか否かには明確な基準がなければならないというべきである。しかし、そのような明確な基準を見出すことはおよそ不可能と思われる。

他事件との識別という観点ではなく、訴訟条件の存否の判断の観点から「できる限り」詳細な事実の記載が要請されているとも考え得る。確かに、「日時」につき、記載がなされていれば、公訴時効が完成しているか否かが一見して明白な場合が多いであろう。しかし、犯行日から起訴日まで公訴時効期間が経過していたとしても、時効の停止（法第254条、第255条）が生じている場合もあり、犯行日を記載することによって、起訴状上公訴時効の成否を常に明らかにできるわけではない。

「場所」につき、都道府県名だけでなく、例えば市町村名までの記載があれば、土地管轄の有無の判断を行いやすい。しかし、これも、犯罪地以外であっても被告人の居所又は現在地でも土地管轄は存在する（法第2条第1項）ところ、被疑者が勾留されている場合に継続して起訴後勾留がなされる場合は起訴状上に「勾留中」との表示がなされ、また、略式命令請求事案において、犯罪地及び被告人の住居地においては土地管轄が生じない場合で、被疑者を検察庁に待機させた上で略式命令請求手続を行う場合には起訴状上に「在庁」と表示がなされ、いずれにおいても被告人の居所による土地管轄が認められる。そうすると、土地管轄との関係で犯罪地を起訴状に記載する必要は必ずしも存在しないというべきである。

その他、例えば親告罪における告訴の有無については、証拠調べ段階で検察官による告訴状等の証拠請求がなされ、これが取り調べられることによって裁判所に明らかになるものであり、告訴の存在が起訴状上記載されるものではない。

そうすると、訴訟条件との関係を考えたとしても、何をどこまで詳細に記載すれば、「できる限り」の要件を充たしたことになるのかが明確になるわけではない。

とするならば、「できる限り」の要件をいかなる場合に充たすのか、という明確な基準を見出すことはできない以上、「できる限り」の文言に独自の規範的意義を認めることはできないというべきである。それ故、法第256条第3項は、最低限度の他事件との識別ができてい

とを要請するとともに、それを超えて証拠上さらに「できる限り」特定することを要請しているものではあるが、その後者の要請は、検察官に特定することの努力を求める趣旨に過ぎない訓示規定的性質を有するものと解するのが相当であろう。結局のところ、法第256条第3項は、検察官に対し、訴因を記載するに当たり、他事件との識別ができる程度に事実を特定することを要請しているが、さらにそれを超えて「できる限り」特定することが望ましいものの、どの程度「できる限り」特定するかは検察官の自由裁量に委ねられているものと解するのが相当であろう。

4 起訴状における被害者氏名不記載の可否の具体的検討

(1) 他事件との識別可能性について

上記のとおり「できる限り」の文言に規範的意義を認めないと考えた場合、起訴状において被害者氏名を不記載にできるか否かは、他事件との識別が可能か否かによる。そして、被告人の防禦の観点についても、識別説に立つ以上、審判対象の確定と表裏一体をなす限度での防禦の範囲が確定されれば足りるのであるから、やはり被害者氏名を不記載にできるか否かは、他事件との識別が可能か否かによることになる。

この問題につき、例えば、強制わいせつ事件の公訴事実記載例として次の【第1例】のようなものが考えられる。

【第1例】被告人は、強いて被害者女性（当時20歳）にわいせつな行為をしようと企て、平成30年7月1日午前1時30分頃、甲県乙市丙町123番地の丁公園において、同人に対し、カッターナイフを突きつけながら「騒ぐと殺すぞ。」などと申し向けて脅迫してその反抗を抑圧し、同人のブラジャー内に右手を差し入れてその乳房を数回揉むなどしてもあそび、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。

起訴状において被害者氏名を不記載にすることについての消極的見解は、性犯罪について、その被害者は、その保護すべき法益の帰属主体であって被害者ごとに別個の犯罪が成立する上、複数の者に対する行為が併存する場合も考え得るから、その被害者を氏名によって特定せず、例えば「被害者（当時〇歳）」と記載するのみでは、誰に対する行為について公訴が提起されたのか明らかとはならず、他の犯罪行為との識別は不可能であり、被告人としても公訴事実について認否をすることが不可能又は困難である、とする見解がある⁶。

⁶ 江見健一「証人等の保護」松尾浩也実ほか編『実例刑事訴訟法Ⅱ〔公訴の提起・公判〕』（青林書院、2012年）256頁、257頁以下。

しかしながら、日時、場所、方法がある程度具体的に記載されているのであれば、審判の対象は、前記【第1例】でいうと、「平成30年7月1日午前1時30分頃」という時刻に、「甲県乙市丙町123番地の丁公園」という場所で、同所にいた当時20歳の女性に対し、「カッターナイフを突きつけながら『騒ぐと殺すぞ』などと申し向けて上記内容の強制わいせつ行為に及んだ」という行為が審判対象と判断できる。逆に、この日時に行われたものでない行為、この場所で行われたものでない行為、この日時にこの場所にいた当時20歳の女性に対して行われたものでない行為、上記方法で行われたものでない行為は、審判の対象ではないと判断できるのであって、他事件との識別は可能であるといえる。その際、被害者であるその「人」がいかなる氏名であるのかを問題としなくても、他事件との識別は可能である。

確かに、被害者氏名の記載は、犯罪の客体である被害者を特定するに当たり分かりやすい簡便な方法として定着してきた実務上の慣例といえ⁷、これによって、他事件との識別も容易に判断できてきたと思われる。しかし、実務上も多くの場合、起訴状に記載する情報は、罪名や事案にもよるものの、氏名のみ、または、氏名に被害時の年齢を記載したものにとどまる。被害者の氏名や年齢の記載は、同姓同名の者が存在する可能性があることからしても、これによって他事件との識別が可能になっているというものではなく、日時、場所、方法の記載と相まって、他事件との識別が可能となっているに過ぎない。そして、日時、場所、方法の記載が具体的であれば、被害者氏名の記載がなくても他事件との識別が可能であるはずである。被害者の氏名を記載することによって、他事件との識別が比較的容易になる、ということも言えても、被害者の氏名を記載しなければ、他事件との識別が不可能となるものではない⁸。もし、被害者の氏名を記載しなければ他事件との識別が困難であるというのであれば、日時、場所、方法は具体的に特定できており、被害を受けた「人」がいることは証拠上明らかであるものの被害者氏名が判明しなかった事案においても、他事件との識別ができないことになり、公訴棄却判決がなされることになるが、あまりにも結果の妥当性を欠くものである。

ところで、上記【第1例】は、犯行場所が深夜の公園であり、事件があったとされる当時、人気のない状況であり、被害女性のほかには被害者と混同を生じるような女性は現存していなかったであろう、ということが推測でき、他事件との識別もさほど困難ではないといえる。しかし、常にこのような事案であるとは限らず、例えば、男性である被告人が混雑する電車内において女性である被害者に対し、強制わいせつや迷惑防止条例違反に該当する迷惑行為に及んだという事案においては、同一場所付近に複数の女性がいた場合や、それら複数の女性に対し

⁷ 初澤由紀子「起訴状の公訴事実における被害者の氏名秘匿と訴因の特定について」慶応法学第31号（2015年）229頁、242頁。

⁸ 初澤・前掲注7、242頁。

順次行為に及んだ場合などにつき、被害者氏名の記載なくしては識別が困難ではないかとも思われる⁹。このような場合には、被害者氏名を記載しなくても、当該被害者の特徴を記載するなどすれば、どのような「人」に対する行為が審判対象になっているかは判断可能と思われる¹⁰。このような事例の公訴事実記載例を検討すると、次の【第2例】（電車内での強制わいせつ事案）、【第3例】（同事案で、連続して複数の女性に行為を行った事例）が考えられる。

【第2例】 被告人は、平成30年7月1日午前7時45分頃から同日午前7時50分頃までの間、甲県乙市丙町123番地〇〇鉄道会社丙駅から同市丁町456番地同社丁駅までの間を走行中の電車内において、被害者女性（当時20歳、身長約160センチメートル、上半身に赤色Tシャツを着用）に対し、強いてわいせつな行為をしようと企て、同女の背後からその身体を車両ドアに押し付ける暴行を加えた上、同女のTシャツ内及びブラジャー内に右手を差し入れて同女の乳房を数回揉むなどしてもてあそび、もって、強いてわいせつな行為をしたものである。

【第3例】 被告人は

第1 平成30年7月1日午前7時45分頃から同日午前7時50分頃までの間、甲県乙市丙町123番地〇〇鉄道会社丙駅から同市丁町456番地同社丁駅までの間を走行中の電車内において、被害者女性（当時20歳、身長約160センチメートル、上半身に赤色Tシャツを着用）に対し、強いてわいせつな行為をしようと企て、同女の背後からその身体を車両ドアに押し付ける暴行を加えた上、同女のTシャツ内及びブラジャー内に右手を差し入れて同女の乳房を数回揉むなどしてもてあそび、もって、強いてわいせつな行為をし

第2 同日午前7時50分頃から同日午前7時55分頃までの間、前記場所において、被害者女性（当時17歳、身長約150センチメートル、上半身に白色ブラウスを着用）に対し、強いてわいせつな行為をしようと企て、同女に前同様の暴行を加えた上、同女のブラウスのボタンを外し、同ブラウス内に右手を差し入れて、同女のブラジャーの上からその乳房を数回揉むなどしてもてあそび、もって強いてわいせつな行為をし

たものである。

⁹ 江見・前掲注6、256頁。

¹⁰ 酒巻匡「被害者氏名の秘匿と罪となるべき事実の特定」岩瀬徹ほか編『町野朔先生古稀記念—刑事法・医事法の新展開 下巻』449頁（信山社、2014年）、453頁。

以上のように、【第2例】であれば、公訴事実に記載の日時・場所における当時20歳、身長約160センチメートル、上半身に赤色Tシャツを着用した女性に対する行為が審判対象であり、それ以外は審判対象でないことは判断できるし、【第3例】であれば、第1事実と第2事実とでは、それぞれの被害者の特徴から審判対象が別であることは判断できよう。もちろん、【第1例】と比較して、【第2例】、さらには【第3例】は他事件との識別がなされているかどうかややわかりにくい、ということはいえる。このように被害者氏名を記載しなければ識別がなされているかどうかわかりにくいと思われる事案が存在するからといって、【第1例】のように、容易に識別可能と思われる事案も含めてすべて被害者氏名を記載すべきということにはならないはずである。また、【第2例】や【第3例】のような他事件との識別がなされているかどうかややわかりにくいという事案においては、多くの場合氏名以外の被害者の情報を複数記載することにより、氏名不記載による識別のわかりにくさをカバーできると思われる。それでもなお識別が不可能だという事案が存在するのであれば、そのような事案に限り、氏名を記載すれば足りることである。

(2) 被告人の防禦について

起訴状に被害者氏名が記載されないと、被告人の防禦が困難になる場合もあると思われる。例えば、強姦性交等や強制わいせつの事案において、被告人が事実を否認する場合、被告人が、元交際相手など被告人と一定の人的関係にあった者が虚偽の被害申告を行っているのではないかと、との主張を行おうとしても、その被害者と称する者が一体誰なのかを把握できなければ、当を得た主張にならないおそれがあり、被告人の防禦が困難になると思われる。

しかしながら、前述のとおり、被告人の防禦は、識別説を前提とするなら、他事件との識別ができ審判対象が画定され、それと表裏一体の関係にある範囲で防禦対象が画定されれば足りる。そうすると、前記【第1例】の場合でいうと、当該日時、場所において、当該公訴事実に記載の方法をもって、その当時その場所にいた20歳の女性に強制わいせつ行為を行ったか否かという範囲で防禦範囲が画定されているのであるから法第256条第3項が訴因の特定を求める趣旨との関係では不都合はないといわざるを得ない。前記の被告人の防禦の困難性を理由に被害者氏名の不記載を認めないということは、法第256条第3項が訴因の特定を求める趣旨につき、防禦権説を前提とするものと思われる。仮に、他事件との識別と無関係に被告人の防禦を考慮するとしても、前述のように被告人において、被害者が被告人の元交際相手かもしれないと疑うのであれば、検察官に対し、被害者は被告人と過去に交際していた事実があるか否かにつき釈明を求めたり、被害者に対する証人尋問の際にその点を尋問すれば明らかになることであり不都合は生じないはずである。

5 起訴状において被害者氏名を記載しないことが妥当といえる場合

(1) 被害者氏名を記載しないことのメリット・デメリット

前述のとおり、他事件との識別が可能である以上、被害者の氏名を記載するか否かは、本来、検察官の自由な裁量によって決められて差し支えない。しかし、そうはいつても、実務上、これまでほとんどの事案において、被害者氏名の記載がなされてきた。それは、被害者氏名を記載することでより簡便に他事件との識別ができ、また、請求証拠と公訴事実との関係も容易に判断できるなど、訴訟遂行上のそれなりのメリットがあったからだと思われる。また、個人の氏名は、以前は電話帳や住宅地図等で広く社会に公開されており、個人情報保護がさほど求められていなかった時期においては、捜査機関においても、裁判所においても、もしかすると被害者自身においても被害者氏名の秘匿の必要性をさほど感じてこなかったものと思われる。

しかし、社会の高度情報化により個人の氏名を含めた個人情報の保護が強く求められるようになり、また、インターネットやSNSの普及などにより、誰しもが比較的容易に個人の素性の情報収集が可能になり、これによって、被害者の名誉やプライバシーが危険に晒される機会が増え、それだけでなく被疑者・被告人の逆恨み等により、被害者の生命・身体の安全が危険に晒される事態も発生している。そのため、検察官には、被害者がこれらの二次被害に遭うのを防ぐべく、積極的な被害者氏名の不記載が求められるといえる。

他方で被害者氏名を記載しないことで様々な訴訟遂行上の不便も生じるし、また被害者ら自身が不利益を受けることも考えられる。すなわち、被害者氏名を記載しないと、公判において検察官が被害者の供述調書を証拠請求しようとした場合、その供述者が本件の被害者と同一人物であることをどのようにして示すのか、という問題が生じる。そして、被告人側が供述調書の供述者の氏名が明らかにされないことによってその供述の信用性を疑うに至ったときは、検察官の同供述調書の証拠請求に対し、不同意の証拠意見を述べることになり、その結果、被害者の証人尋問を招くことになりやすくなるであろう。更に、被害者は、被害弁償を受けることを望まないのであればともかく、そうでないなら、被告人側から被害者と接触することが不可能となる以上、被害弁償を受ける機会を逃すことにもなる。また、被害者は、事実上、被害者参加制度（法第316条の33以下）により参加すること、刑事事件記録の閲覧・謄写の申出（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条）を行うこと、同事件記録の写しを用いて行う民事訴訟における損害賠償請求訴訟の提起、損害賠償命令の申立て（同法第23条以下）を行うことなどもできなくなるであろう。

このように、被害者氏名を記載しないことにより様々な不便や被害者側への不利益が生じる可能性があるから、検察官は、その自由裁量により起訴状に被害者氏名を記載するか否かを決められるとしても、記載しないことのメリット・デメリットを十分に検討し、それを被害者に十分説明した上で被害者の希望を考慮し、慎重かつ適切な判断がなされた上で運用がなされる

べきであろう。

(2) 被害者氏名を記載しないことが妥当な場合

では、具体的にいかなる場合に起訴状に被害者氏名を記載しないことが妥当といえるであろうか。

前述のとおり、氏名を記載しないことにより被害者にも不利益が生じる場合があるから、まず、被害者が氏名を記載しないことを望んでいることが前提になろう。

次に、被害者氏名不記載に被告人が異議を述べていない場合が考えられる。この場合に、わざわざ被告人に被害者氏名を知らせる必要性はない。なお、被害者氏名を不記載にすることについて被告人が異議を述べるか否かの確認の方法は、例えば、起訴直前の被疑者取調べの際、被疑者から確認をとるということが簡便な方法として考えられよう。

また、犯罪の性質（性犯罪、ストーカー事案、暴力団組員等反社会的勢力関係者が関与している事案等）、被告人と被害者の人的関係、被告人の従前の言動や前科等の諸事情を考慮し、被告人に対して被害者氏名を秘匿しなければ被告人又はその関係者から被害者に加害がなされることが懸念される場合が考えられよう¹¹。

(3) 被害者氏名を不記載にする必要がない場合

他方で、被害者氏名を不記載にする必要がない場合はどのような場合か。

これには、一例として被告人が従前から被害者氏名を知っている場合が挙げられよう。ただし、起訴時点において被告人が被害者氏名を知っていたとしても、被告人と被害者との人的関係が一時的なもので、将来被告人の記憶から被害者氏名が消え去ることが期待できる状況にあるなら、被害者氏名を不記載にする必要は認められるので、安易な氏名記載は避けるべきであろう。

6 被害者氏名に代わる被害者の表示方法について

前述のように、私見は、検察官の裁量によって被害者氏名を記載する必要はないと考えるものであるが、被害者氏名を記載しない別の方法で被害者を表示することを否定するものではない。

供述調書等の証拠と公訴事実との対照の便宜や、他事件との識別をより確実にするために、被害者氏名以外の被害者情報を記載することはむしろ望ましいといえる。

その表示方法としては次のものが考えられよう。

① 被害者の写真添付

起訴状に被害者の顔写真を印刷した別紙を添付し、公訴事実欄には「…被害者（別添写真の女性）…」などと記載する方法が考えられる。他事件との識別の確実性は、被害者氏名と同等か、むしろそれ以上であると思われる。ただ、供述調書等の証拠上の表示をどうすべき

¹¹ 酒巻・前掲注10、454頁。

かという問題は残る。この点は、各証拠の冒頭に「別添写真の女性(以下「A女」とする。)」との記載を行った上で、各証拠の末尾に写真を添付することが考えられよう。

ただし、この写真添付という方法は、被害者としてみれば、被告人にその写真をインターネット上で公開されるなどの二次被害に遭うリスクがあるので、基本的には、このような方法での表示は避けるのが望ましいであろう¹²。

② DNA 型の表示

同じDNA型を持つ他人はほぼ存在しないといえるのであるから、他事件との識別という観点からは、被害者氏名よりも確実な識別方法といえる。

ただし、それ故にプライバシー性が氏名より高いとみることもできる。また、証拠上の表記については、前記①の写真添付の場合と同じ問題が生じる。

③ ひらがな又はカタカナでの氏名表示

インターネットやSNSの発達等により、漢字による氏名を用いた検索が容易になり、個人の特定がなされやすくなっている現状にあるが、氏名の漢字表記を行わないだけでも、相当程度被害者を特定することは困難になると思われるので、この方法も一定の意義があると思われる。

④ 事件当時の被害者の着用物や身体的特徴の記載

前述の4項で示した【第2例】【第3例】の公訴事実記載例のように、着用物の特徴や身長等の身体的特徴を記載方法が考えられる。

⑤ その他

実例として、次のようなものがあるようである¹³。

ア 被害者の旧姓での記載

イ 被害者のいずれかの親の氏名及び続柄、被害者の年齢の記載

ウ 被害者の当時の居住地の記載（「当時〇〇〇〇（犯行場所）に単身居住していた女性」）

エ 勤務先及び通称名による記載

オ 携帯電話のメールアドレスの記載

7 起訴状における被害者氏名不記載を実効化するための手段

(1) 逮捕状、勾留状等捜査段階における被疑事実上の被害者氏名の不記載の可否

起訴状において被害者の氏名の不記載を実現したとしても、捜査段階において被疑者が被害者の氏名を知る機会を断っておかなければ意味がない。

¹² 粟田知穂「刑事手続と犯罪被害者の個人情報について」慶応法学第31号（2015年）133頁、146頁。

¹³ 初澤・前掲注7、244頁。

被疑事実の記載より被疑者が被害者の氏名を知る機会がある場面は、例えば、通常逮捕の際の逮捕状の提示（法第201条）、逮捕後の弁解録取時における被疑事実の要旨の告知（法第203条第1項等）、勾留状謄本の交付請求をした場合（刑事訴訟規則第74条）などが考えられる。

弁解録取時における被疑事実の要旨の告知においては、文字通り被疑事実の要旨を告知すれば足り、被疑事実の全文を告知する必要はないのであるから、そのような告知の方法で対処可能である。

しかし、逮捕状や、特に被疑者に謄本の交付請求が認められている勾留状については、それらに記載されている被疑事実と被害者氏名が記載されていれば、これらの提示や交付の機会に被疑者が被害者氏名を知ることになるので不記載とする必要がある。

その可否については、前述の識別説の考え方をを用いると、他事件との識別が可能な程度に事実が特定されていれば足りるのであるから、被害者氏名を不記載とすることは可能である。仮に、法第256条第3項の「できる限り」の文言に独自に規範的意義を見出す見解に立ったとしても、捜査段階の諸規定の中に同条項に相当するような条文は存在しないのであるから、やはり、他事件との識別が可能な程度に事実が特定されている限り、被害者氏名を不記載とすることは可能である¹⁴。

(2) 証拠における被害者氏名の表記方法について

ア 証拠の記載から被害者氏名が被告人の知れるところになれば、起訴状において被害者氏名を記載しなかった意味はなくなる。そこで、証拠の記載から被害者氏名が被告人に伝わらないようにする必要がある。

イ まず考えられるのが、供述調書等の各証拠原本に被害者氏名を記載しない方法である。しかし、供述調書には供述者の署名・押印が求められることから被害者氏名を記載しないわけにはいかないであろう。また、証拠から被告人に被害者氏名が伝わる可能性がある場面は起訴後の公判段階であり、検察官から被告人側に対する証拠開示がなされない捜査段階においてはその可能性はほぼない。他方で、捜査段階においては、勾留又は勾留期間延長の裁判等、裁判官による速やかな判断が求められるところ、裁判官においても証拠を閲覧すれば直ちに当該証拠の内容を把握できるように各証拠の体裁が整えられておく必要がある。そうすると、各証拠原本には被害者氏名を記載せざるを得ないであろう。

そうすると、次に考えられる方法としては、被告人側には被害者の氏名が記載されている部分をマスキングした抄本を開示し、それを証拠請求するというものである。この方法は被

¹⁴ 捜査が開始された事件が不起訴になる可能性もあることを考えると、仮に公判段階において被害者氏名を秘匿することが困難と予想されたとしても、捜査段階において被疑事実上被害者氏名を不記載にすることは幅広く行われるべきである。

害者氏名を秘匿する場合に限らず、証拠内に被告人側に秘匿すべき情報が記載されている場合に実務上多く用いられている方法である。

ただ、このような被害者氏名をマスクした証拠の抄本の開示・証拠請求に対し、被告人において異議がない場合はともかく、異議がある場合は、被告人・弁護人は、法第299条の5に基づき、裁判所に対し、検察官の一部不開示の措置を取り消すよう求めることになる。ウ 前記イにおいて述べたように、検察官が被害者氏名が記載された証拠につき、その氏名記載部分をマスクした抄本を証拠請求した場合、裁判所において、当該公訴事実との関連性が判断できなくなると思われる。例えば、被害者の供述調書を想定すると、裁判所は、検察官が証拠請求の際に裁判所に提出する証拠等関係カードの証拠の標目に記載の供述者等と立証趣旨などから本件公訴事実との関連性の判断がある程度できるが、同カードに供述者を記載しないとすると、裁判所としては、供述者が不明である以上、そもそも本件公訴事実に関連する証拠なのか否かが判断できないと思われる。

そこで、検察官請求証拠原本に記載された被害者氏名が本件公訴事実の被害者と同一人物であることの証明方法が問題となる。

これについての一案であるが、検察官が「第○号証の供述調書の供述者は、本件被害者本人であることに間違いはない。」旨の捜査報告書を作成し、これと被害者の供述調書を一緒に証拠請求する、という方法が考えられよう。

8 おわりに

以上検討してきたように、私見からは、現行法上においても、起訴状に被害者氏名を記載しないことが可能であるということになるが、残念ながら現在の裁判所はこのような考え方には否定的であると思われる¹⁵。

¹⁵ 福岡高裁官崎支部平成28年6月30日判決(LLI/DB L07120313)は、強制わいせつ致傷被告事件で、「検察官は、…起訴状に、公訴事実として、『被告人は、平成27年7月7日午後9時45分頃、鹿児島市a町b番c号先路上を通行中の白色半袖ポロシャツに紺色ショートパンツを着用し、眼鏡をかけ、紺色サンダルを履いた女性(当時18歳)を認め、同人に強いてわいせつな行為をしようと考え』と記載した上で、同人に対し強いてわいせつな行為をして、その際、同人に傷害を負わせた旨の記載をするにとどまり、被害者の実名を記載していないことが認められる。…ところで、刑訴法256条3項によれば、公訴事実、訴因を明示してこれを記載しなければならず、かつ、訴因を明示するには、できる限り、日時、場所及び方法をもって罪となるべき事実を特定してこれをしなければならぬとされている。原審記録によれば、本件勾留状には、被疑事実の要旨として被害者の実名が記載されており、実名を記載することについて支障があったことはうかがわれず、その後も、被害者は犯行現場の近隣の町に住んでおり、被告人が被害者の名前を覚えた場合には被害者宅を突き止めるおそれがあること、被害者の母が二次被害について心配していること等検察官の釈明を踏まえてもなお、実名を記載することについて具体的な支障が生じたことはうかがわれない。しかるに、本件起訴状には、公訴事実として、被害者の実名に代えて、その服装等の可変的な情報しか記載されていないのだから、検察官は、殊更特定性に乏しい方法をあえて選択したものといわざるを得ない。そうすると、本件起訴状の公訴事実、『できる限り』罪となるべき事実を特定したものといえ

それゆえに、起訴状上、被害者氏名を不記載となし得ることが明文化されることは望ましいことといえる。その場合、その規定は注意的規定であると考えらるべきであるから、不記載となし得る場合を不当に限定するような立法にならないよう留意されるべきである¹⁶。

また、起訴状における被害者氏名の匿名化が実現できたとしても、証拠等から被害者氏名が被告人に伝わることを防がなくてはならないのであり、そのための証拠作成の方法等については今後の課題としたい。

ず、刑訴法256条3項に反していることが明らかである。」とし、原審判決を訴訟手続の法令違反を理由に破棄した。

¹⁶ 被害者のプライバシー保護は被告人との関係で保護を図る必要があるとしても、弁護人との関係で保護を図る必要がない、と考えることもできそうである。このような考え方に立つのであれば、被害者氏名部分をマスキングした起訴状抄本の送達や判決書抄本の交付を可能にする立法を行うことによって対処するという事も考えられる。しかし、弁護人から被告人に被害者氏名が伝わる可能性がある。弁護人は、被告人から被害者氏名を教えるよう強く求められれば、事実上これを拒否するのは困難ではなかろうか。弁護士に対する懲戒請求が盛んに行われている現状を踏まえるとなおさらであり、被告人からの懲戒請求をおそれ、被告人の要求に応じてしまう弁護人も想定し得る。そのため、やはり、起訴状上において被害者氏名を秘匿する必要性は存在すると思われる。